

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 北九州広域都市計画臨港地区の分区の変更【港湾空港局整備保全部計画課】 2
- 指定地域密着型サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 6
- 指定地域密着型サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 7

◇ 公 告

- 環境影響評価準備書の縦覧【環境局環境監視部環境監視課】 8

北九州市告示第482号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、北九州広域都市計画臨港地区の分区を次のとおり変更する。

その関係図面は、北九州市港湾空港局整備保全部計画課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月17日

北九州港港湾管理者 北九州市

代表者 北九州市長 北 橋 健 治

1 分区の種類及び範囲

(1) 商港区

北九州市門司区

新門司北一丁目の全部並びに新門司一丁目、新門司北二丁目、新門司北三丁目、大字今津、大字猿喰、大字白野江、太刀浦海岸、大字田野浦、田野浦海岸、大久保二丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、浜町、東港町、港町、西海岸一丁目、西海岸二丁目、西海岸三丁目、片上海岸、小森江一丁目、大里本町一丁目、大里本町二丁目及び松原二丁目の各一部

北九州市小倉北区

末広二丁目、浅野二丁目、浅野三丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

大字二島、久岐の浜、本町一丁目、本町二丁目、北湊町、大字安瀬、大字安瀬地先、響町一丁目、響町一丁目地先、響町二丁目、響町二丁目地先、響町三丁目及び響町三丁目地先の各一部

北九州市八幡西区

洞北町の一部

北九州市戸畑区

大字中原、川代一丁目、川代二丁目、北鳥旗町及び銀座二丁目の各一部

(2) 工業港区

北九州市門司区

新門司一丁目、新門司二丁目、新門司三丁目、新門司北三丁目、白野江三丁目、大字田野浦、田野浦二丁目、田野浦海岸、新開、大久保二丁目、大久保三丁目、瀬戸町、大里元町及び大里本町一丁目の各一部

北九州市小倉北区

浅野三丁目、許斐町、東港二丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

柳崎町の全部並びに大字二島、赤岩町、藤ノ木二丁目、藤ノ木三丁目、

北浜一丁目、北浜二丁目、桜町、大字安瀬、大字安瀬地先、響町一丁目、響町一丁目地先、響町二丁目、響町二丁目地先、向洋町及び大字小竹地先の各一部

北九州市八幡東区

大字枝光、大字尾倉及び大字前田の各一部

北九州市八幡西区

東浜町、築地町、屋敷二丁目、舟町、大字藤田、大字熊手及び洞南町の各一部

北九州市戸畑区

大字戸畑、大字中原、飛幡町、銀座二丁目、牧山五丁目及び牧山海岸の各一部

(3) 特殊物資港区

北九州市小倉北区

末広二丁目の一部

(4) 漁港区

北九州市門司区

新門司二丁目、太刀浦海岸、大字田野浦、旧門司二丁目及び大里本町三丁目の各一部

北九州市小倉北区

末広一丁目、末広二丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

浜町一丁目の一部

北九州市戸畑区

川代二丁目及び銀座二丁目の各一部

(5) 保安港区

北九州市門司区

新門司二丁目及び瀬戸町の各一部

北九州市小倉北区

末広二丁目及び西港町の各一部

北九州市戸畑区

大字中原の一部

(6) マリーナ港区

北九州市門司区

新門司北二丁目の一部

(7) 修景厚生港区

北九州市門司区

新門司北三丁目の一部

北九州市若松区

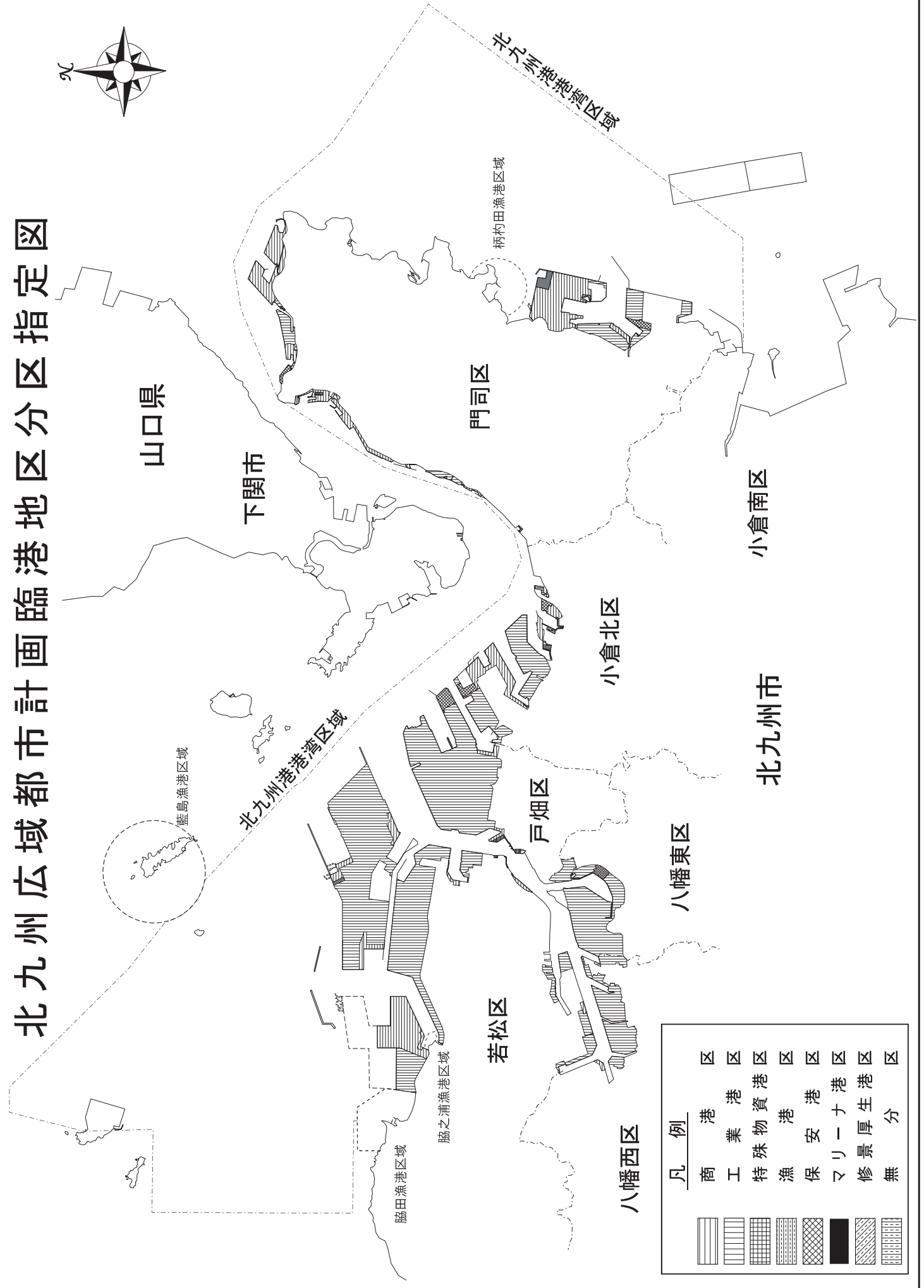
本町一丁目及び響町一丁目の各一部

北九州市八幡東区

大字枝光の一部

- 2 北九州広域都市計画臨港地区分区指定図
次の図面のとおり

北九州広域都市計画臨港地区分区指定図



凡例	
	商港区
	工業港区
	特殊物産港区
	漁港区
	保安港区
	マリーナ港区
	修景厚生港区
	無分区

北九州市告示第483号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月17日

北九州市長 北 橋 健 治

地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
40905 00523	デイサービス 麦わらぼう し	北九州市小倉南 区中吉田四丁目 10番6号	株式会社ベリ ーフィン	平成30 年12月 1日
40907 00768	ほねつぎ介護 デイサービス 黒崎店	北九州市八幡西 区幸神四丁目1 番36号	アトラケア株 式会社	平成30 年12月 1日

北九州市告示第484号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月17日

北九州市長 北 橋 健 治

地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40705 03919	デイサービス 雫 足立山	北九州市小倉南 区中吉田四丁目 10番6号	株式会社グ レアー	平成30 年11月 30日

北九州市公告第 802 号

北九州市環境影響評価条例（平成 10 年北九州市条例第 11 号）第 13 条第 1 項の規定により環境影響評価準備書及びこれを要約した書類の提出があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該準備書等を縦覧に供する。

なお、当該準備書等について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができる。

平成 30 年 12 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 事業者の氏名及び住所

北九州市

北九州市長 北橋健治

北九州市小倉北区内 1 番 1 号

2 対象事業の名称

（仮称）新・日明工場建設事業

3 縦覧場所

北九州市小倉北区内 1 番 1 号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

北九州市小倉北区役所総務企画課

北九州市戸畑区千防一丁目 1 番 1 号

北九州市戸畑区役所総務企画課

北九州市小倉北区大手町 1 1 番 5 号

北九州市立文書館

4 縦覧期間及び縦覧時間

平成 30 年 12 月 17 日から平成 31 年 1 月 16 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに平成 30 年 12 月 31 日から平成 31 年 1 月 3 日までの日を除く。）

の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（北九州市立文書館においては午前 9 時 30 分から午後 6 時まで）

5 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

北九州市小倉北区

北九州市戸畑区